

一 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>1-1 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとし、同項に規定する修正国際基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、修正国際基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとする。</p> <p>94 規則第94条に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合は、次に掲げる手続によるものとする。</p> <p>(1) 当該企業会計の基準を定めるに当たっては、内容が明確なものとして企業会計の基準案が予め広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び公表が行われたものかどうかを確認するものとする。</p> <p>(2) 当該企業会計の基準を定める場合は、当該企業会計の基準の公表が行われた日の翌日から1年以内（金融庁長官が当該手続を行うために必要と認めて延長する場合は、当該延長する期間を含む。）に行うものとする。</p>	<p>1-1 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとする。</p> <p>(新設)</p>

二 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>1 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書は、指定国際会計基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結持分変動計算書をいうものとし、同項に規定する修正国際基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書は、修正国際基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結持分変動計算書をいうものとする。</p>	<p>1 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書は、指定国際会計基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結持分変動計算書をいうものとする。</p>
<p>93の2-1 四半期連結財務諸表を国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p>	<p>94-1 四半期連結財務諸表を国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p>
<p>93の2-2 四半期連結財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p>	<p>94-2 四半期連結財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p>
<p>94の2 四半期連結財務諸表を修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p>	<p>(新設)</p>

三 「中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>1 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとし、同項に規定する修正国際基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、修正国際基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとする。</p> <p>87の2-1 中間連結財務諸表を国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p> <p>87の2-2 中間連結財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p> <p>88の2 中間連結財務諸表を修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p> <p>。</p>	<p>1 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する指定国際会計基準により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとする。</p> <p>88-1 中間連結財務諸表を国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p> <p>88-2 中間連結財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p> <p>(新設)</p>

四 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>4-5 府令第4条第20項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>1 中間監査の対象となった中間財務諸表等が国際会計基準第34号「<u>期中財務報告</u>」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p> <p>2 中間監査の対象となった中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「<u>期中財務報告</u>」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>	<p>4-17 府令第4条第20項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>1 中間監査の対象となった中間財務諸表等が国際会計基準第34号「<u>中間財務報告</u>」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p> <p>2 中間監査の対象となった中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「<u>中間財務報告</u>」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>
<p>4-6 府令第4条第21項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>1 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が国際会計基準第34号「<u>期中財務報告</u>」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p> <p>2 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「<u>期中財務報告</u>」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>	<p>4-18 府令第4条第21項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>1 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が国際会計基準第34号「<u>中間財務報告</u>」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p> <p>2 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「<u>中間財務報告</u>」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>
<p>4-7 府令第4条第23項の規定の適用に関して、<u>中間監査の対象となった中間連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4-8 府令第4条第24項の規定の適用に関して、<u>四半期レビューの対象となった四半期連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

五 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>8の13の3 規則第8条の13の3に規定する注記に関しては、次の点に留意する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項第2号ハに規定する直近の積立状況には、年金資産の額、年金財政計算上の<u>数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額</u>及びその差額を記載するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>8の13の3 規則第8条の13の3に規定する注記に関しては、次の点に留意する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1項第2号ハに規定する直近の積立状況には、年金資産の額、年金財政計算上の<u>給付債務の額</u>及びその差額を記載するものとする。</p> <p>3 (略)</p>

六 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>5-20 開示府令第二号様式記載上の注意(59)のeに規定する「特段の取組み」とは、例えば、次のような取組みをいう。</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定国際会計基準又は修正国際基準により適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備及びこのための社内組織（例えば、情報管理委員会、特別に設置するタクスフォース）の設置</p>	<p>5-20 開示府令第二号様式記載上の注意(59)のeに規定する「特段の取組み」とは、例えば、次のような取組みをいう。</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定国際会計基準による適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備及びこのための社内組織（例えば、情報管理委員会、特別に設置するタクスフォース）の設置</p>